

平成30年6月27日

枚方市議会議長

岡 林 薫 様

建設環境常任委員会

委員長 漆 原 周 義

建設環境常任委員会事件審査報告書

本委員会は、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成30年6月27日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
議案第18号	枚方市都市公園条例の一部改正について	原案可決とすべきもの

委員長報告参考資料

1. 主な質疑項目

- ・ 本件条例改正の趣旨について
- ・ 本件条例改正に当たり市民説明会を行わなかった理由について
- ・ 都市公園等の適正管理に向けた取り組みについて
- ・ 都市公園有料施設の供用時間について
- ・ 都市公園有料施設等を利用する子どもに対する利用料金の減免について
- ・ 王仁公園プールの存廃を含めたあり方の検討について
- ・ 楠葉地域から王仁公園までのバス路線確保の取り組みについて
- ・ 指定管理者制度の導入目的について
- ・ 指定管理者制度の導入によるメリット及びデメリットについて
- ・ 指定管理者が利益を追求することの是非について
- ・ 指定管理者による柔軟な自主事業の実施について
- ・ 指定管理者による自主事業の料金設定について
- ・ 地方自治法上の指定管理者の選定方法について
- ・ 都市公園有料施設の指定管理者更新に伴う競争性確保の取り組みについて
- ・ 都市公園有料施設の指定管理者の応募状況について
- ・ 都市公園有料施設の指定管理者の応募が1者の場合の対応について
- ・ 指定管理者の特定による王仁公園プールの管理運営について
- ・ 鏡伝池緑地における指定管理者制度の導入状況について
- ・ 都市公園有料施設の指定管理期間を3年とした理由について
- ・ 都市公園有料施設の指定管理料、使用料及び修繕費について
- ・ 都市公園有料施設に対する利用料金制の導入理由について
- ・ 利用料金制の内容及びメリットについて
- ・ 利用料金制の導入による指定管理料の縮減について
- ・ 利用料金制導入後における王仁公園プールの安全確認について
- ・ 都市公園の駐車場利用の適正化に向けた取り組みについて
- ・ 都市公園の駐車場を24時間利用可能とする理由について
- ・ 王仁公園及び中の池公園の駐車場の運営状況及び利用実態について
- ・ 今後3年間における香里ヶ丘中央公園の駐車場運営について
- ・ 近隣自治体における都市公園の駐車場有料化事例について
- ・ 都市公園の駐車場有料化の検討状況について
- ・ 都市公園の駐車場有料化の目的について
- ・ 都市公園の駐車場有料化によるメリットについて
- ・ 都市公園の駐車場有料化による子育て世帯への影響について

- ・ 都市公園の駐車場有料化後の住民満足度・利用率向上策について
- ・ 香里ヶ丘中央公園の駐車場有料化を再検討する理由について
- ・ 都市公園の駐車場料金の収入見込みについて
- ・ 都市公園の駐車場料金の収入見込みを上回った場合の取り扱いについて
- ・ 都市公園の駐車場料金上限額の設定根拠について
- ・ 指定管理者による駐車場料金設定のあり方について
- ・ 都市公園間における駐車場料金の整合性について
- ・ 都市公園の駐車場料金における無料時間の根拠について
- ・ スポーツ施設と都市公園で駐車場料金の無料時間が異なる理由について
- ・ 都市公園有料施設の利用者と他の利用者との駐車場料金の区別について
- ・ 都市公園の駐車場料金の障害者に対する減免について
- ・ 王仁公園プール入場者と同様の駐車場料金の減免について
- ・ 王仁公園の繁忙期における臨時駐車場の駐車場料金について
- ・ 王仁公園における水泳記録会実施時の駐車場料金について

2. 討論要旨

[松岡ちひろ委員]

議案第18号 枚方市都市公園条例の一部改正について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論を述べます。

本条例改正は、公園施設の指定管理に価格競争を促すことを目的に、駐車場を有料化し、市民負担を求め、利用料金制を導入するためのものです。これには、以下の点で問題があります。

まず第1に、公園施設の指定管理者制度に初めて利用料金制導入を行い、駐車場有料化で市民に負担を求めていくにもかかわらず、事業者の声はサウンディングとして直接聞きながら、市民の声は駐車場の有料化に関する考え方策定時のパブリックコメントのみで、直接意見を聞いていない。にもかかわらず、これ以上は必要なしとして説明会も開かずに行う、市民不在の提案であること。

第2に、駐車場有料化の目的は、事業者の参加意欲を高め、コスト削減を図ろうとするもので、市民の負担増よりも民間事業者の利益を優先した提案であること。

第3に、有料化の根拠とする来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方では、有料化の視点に施設における公共交通機関等の利便性が挙げられているにもかかわらず、楠葉地域からのアクセスが悪いとの声に対して何ら改善の努力もされておらず、問題です。

第4に、駐車場料金の問題です。そもそも公園の駐車場を有料化することは大いに疑問です。

加えて、先に文教常任委員会で審査されたスポーツ施設では1時間まで無料とさ

れているのに、公園施設では30分までしか無料となっておりません。市民からすれば、テニスコートのように、施設の利用目的が同じであるにもかかわらず、駐車場料金の無料範囲の設定が異なるのは、混乱を招く内容であり、市民理解が得にくいこと。

さらに、王仁公園プールにはひとり親世帯などに利用料減免があるにもかかわらず、駐車場料金の減免は行わず、生活困難を抱える世帯への負担増を求めた内容で、問題です。

第5に、国は、指定管理者制度には、単なる価格競争ではなく、サービスの質の向上を求めているにもかかわらず、サービスの質の向上を約束するものが何もなく、問題です。

さらに、制度そのものの問題として、今回の指定管理期間は3年です。働く人たちの3年後の保証はなく、公の施設で不安定労働者を生み出す問題点は変わらずで、市民の利益にはなりません。

最後に、都市公園の設置目的は、公共の福祉の増進です。であるにもかかわらず、利用すれば個人の利益だと、受益者負担という考えを公園に持ち込むことは、都市公園の設置目的に背くこととなります。

また、民間事業者は、当然ながら利益を上げるために運営を行います。利用料金制によって、今後、一層そうした公園管理運営となることが懸念されます。そもそもプールの管理運営は人命にかかわるもので、安全を第一に取り組みなければなりません。コスト削減を第一に考えるべきではなく、市が責任を持って管理運営に当たるべきです。

以上の理由により、本条例改正に対して反対だと申し上げ、討論を終わります。

[妹尾正信委員]

本委員会に付託されました議案第18号 枚方市都市公園条例の一部改正についての採決に当たり、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、平成31年4月1日から都市公園有料施設の指定管理者を更新するに当たり、これまでの指定管理料制から利用料金制との併用へと運営手法を変更するとともに、公園の便益施設である駐車場の有料化を図るものです。

指定管理者制度は、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆるPPP手法による公民連携の取り組みの一つであり、本来の目的は、公募による競争性の確保のもと、民間事業者が有する専門知識やノウハウを公の施設の管理運営に活用し、市民サービスの向上と経費削減を図ることにあります。

こうした指定管理者制度は、公の施設の管理運営をより効率的、効果的に行うための有効かつ重要なツールであるとの考えから、本市では、都市公園有料施設等の指定管理者を公募した際に応募者が1者であったことを踏まえ、競争性の確保の取

り組みをより一層進めることとされました。

この点、利用料金制による管理運営は、施設の使用料を市の収入ではなく指定管理者の収入とすることから、指定管理者の経営努力や創意工夫を引き出すインセンティブとなり、競争性を高めるために効果的であると考えます。

一方、公共施設の駐車場については、受益者負担と管理の適正化を第一義的な目的として平成27年11月に策定されました来庁者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方や、平成28年3月に策定されました枚方市新行政改革実施プランに基づき、順次、有料化に向けた取り組みが進められております。

平成28年度には、市立ひらかた病院、保健センター及び市役所本庁舎において駐車場の有料化が実施され、不適正利用の抑制などにより、課題であった待機車両の解消が図られました。

また、都市公園の駐車場は、便益施設として、その規模や性格に応じて設置され、利用者全ての利便性を確保するものであるため、こうした駐車場の維持管理に必要な費用の一部について、受益者負担の考えのもと、利用者に負担を求めることには一定の妥当性を見出せるものであります。

さらに、今回、条例で規定する料金は、基本的な枠組みであり、市長の承認を受けて指定管理者が定める上限です。したがって、この額の範囲内で公的なチェックを受けながら、民間事業者等がノウハウを生かし、利用者負担にも配慮した提案を行うものであります。

近年、都市公園の管理運営に関して、多様化する市民ニーズに対応するため、国の法改正による規制緩和が進み、多くの地方自治体で民間活力の活用が進んでいます。こうした状況のもと、今回、本市の都市公園有料施設で新たに利用料金制を導入するとともに、駐車場の有料化を実施することは、民間事業者の経営感覚を生かした提案のもと、新たな事業展開が図られることになり、より充実した施設運営につながるものと考えられます。

以上のように、利用料金制の導入と駐車場の有料化は、今後、本市が民間活力の活用を進めていく上で非常に大きな意味を持つものですが、特に駐車場の有料化については、利用者に過度の負担を求めることなく、より一層充実したサービスの提供と市民満足度の向上を図るよう努めていくべきであり、例えば、障害のある方などに減免規定を設けることや、有料施設の利用者に対して一定の配慮を行うことなどが考えられます。

こうした点に留意しながら、本市が指定管理者制度の目的である行政サービスの質の向上と、より効率的、効果的な施設の管理運営を実現していただきますよう改めて申し添え、本議案の賛成討論といたします。